

名証自規G第13号  
平成20年6月17日

株式事務担当者 各位

株式会社名古屋証券取引所  
自主規制グループ長 鈴木 武久

### 貴社が保有する上場株券の早期預託等のお願い

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当取引所の運営にご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ご高承のとおり、平成21年1月には株券等の電子化が予定されております。今後、株券電子化が近づくにつれて、個人株主による株券の株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)への預託が増加することも考えられますが、これに加えて事業法人や金融機関が所有する株券が機構に大量に預託された場合には、預託及び株主名簿の書換事務が滞留する恐れがありますことから、預託についていくつかの制約が行われる可能性もございます。

そこで、今般、発行会社の保有する上場株券の早期預託等を推進するため、機構が「貴社が保有する上場株券の早期預託等のお願い」を発行会社代表者宛に通知しましたので、株式事務のご担当者にも当該通知をご案内させていただきます。

上場会社の皆様におかれましては、電子化への円滑な移行に向けて、御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

敬具